

介護保険法に基づく介護保険指定事業者の指定取消処分について

横浜市は、介護保険法（以下「法」という。）に基づく監査を実施した結果、不正請求が認められたため、次のとおり法の規定に基づき介護保険指定事業者の指定を取り消すことを決定しました。

1 事業所の名称等

- (1) 事業所の名称 デイサービス もこりた 横浜南
(2) 事業所の所在地 横浜市南区前里町3-80
(3) サービスの種類 通所介護
(4) 指定年月日 令和5年4月1日
(5) 開設者 株式会社もこりた 代表取締役 田中 文孝

2 処分内容

- (1) 処分内容 指定取消
(2) 処分年月日 令和7年8月22日
(3) 指定取消年月日 令和7年11月1日

3 処分の理由

不正請求（法第77条第1項第6号）

令和5年4月から令和6年7月まで1月あたりの看護職員の配置数が人員基準上満たすべき員数を下回っており、令和5年5月から令和6年8月まで人員基準欠如減算を適用し介護報酬を請求すべきところ、令和5年5月から令和6年8月までの間、当該減算を適用せずに介護報酬を請求し、受領した。

4 介護報酬の返還額

不正に請求し、受領していた介護給付費について、法第22条第3項に基づき、不正請求額の返還（①）に加えて、その返還額（不正請求額）に100分の40を乗じた額の返還（②）を求めます。
また、時効を迎えた825,011円（令和5年5月分）については、自主返納を求めます。

給付費の返還額		
①不正請求額	②加算額（不正請求額×40%）	合計
15,962,122円	6,384,848円	22,346,970円

5 利用者について

現在当該事業所を利用している利用者について、今後のサービス利用に支障がないように必要な措置を講じるよう指導しています。

【参考】介護保険法（平成9年法律第123号）（抜粋）

(不正利得の徴収等)

第22条第3項 市町村は、第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者、第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービス事業者、第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者、第五十四条の二第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者又は第五十八条第一項に規定する指定介護予防支援事業者（以下この項において「指定居宅サービス事業者等」という。）が、偽りその他不正の行為により第四十一条第六項、第四十二条の二第六項、第四十六条第四項、第四十八条第四項、第五十一条の三第四項、第五十三条第四項、第五十四条の二第六項、第五十八条第四項又は第六十一条の三第四項の規定による支払を受けたときは、当該指定居宅サービス事業者等から、その支払った額につき返還させるべき額を徴収するほか、その返還させるべき額に百分の四十を乗じて得た額を徴収することができる。

(指定の取消し等)

第77条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定居宅サービス事業者に係る第四十一条第一項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

6 居宅介護サービス費の請求に関し不正があったとき。

お問合せ先

健康福祉局介護事業指導課長 平尾 光伸 Tel 045-671-4251